

令和5年10月26日

5 総 経 第 5 号

事業者 様

一般財団法人ながのこども財団
理事長 西澤 雅樹

令和6年度からの児童センター等に係るお支払いについて（お願い）

紅葉の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、長野市内の児童センター、児童館及び子どもプラザ（以下「児童センター等」）のうち、社会福祉法人長野市社会福祉協議会によって運営されている施設について、令和6年度からは、当財団（※）がその運営を引き継ぐ予定となっております。

つきましては、令和6年4月以降、当該児童センター等が貴社とお取引させていただいた物品、請負等の支払いに関し、当方の会計システム上、大変勝手ながら下記のとおり取り扱いとさせていただきます。お願い申し上げます。

※当財団は、全てのこどもの健やかな成長を支援するための活動の振興に寄与することを目的とし、令和5年2月、長野市により設立された一般財団法人です。

記

1 対象とする取引

令和6年4月1日以降、児童センター等が貴社に発注する全ての取引

2 当財団の支払について

(1) 1に係る当財団からの支払は、請求書の受領を月末締めとし、翌月15日（土日祝日に当たる場合は翌営業日）に、全ての児童センター等に関する支払をまとめて振り込みいたします（内訳の表示等はありません）。

(2) 振り込みに関する通知は行いません。

(3) 勝手ながら、請求書は月末等に一括ではなく、できる限り納品等のつど発行していただきますようお願いいたします。

◇複数の児童センター等とお取引がある場合、この文書が複数届くことがあります。ご容赦ください。

380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613

（一財）ながのこども財団 総務経営課 増田、大澤

直通：026-224-6319 E-mail:nagano-ko-zaidan@dia.janis.or.jp